

令和2年6月  
京都市交通局企画総務部財務課

### 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査の特例について

令和2年5月29日付けで「建設業法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省令第52号）が公布・施行され、建設業法第27条の23第1項の建設業者のうち新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者については、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとされました。

本市におきましても、入札公告の文言に関わらず、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効性を審査するに当たっては、上記の特例を適用します。